

平成30年度 6次産業活性化推進事業補助金 公募要領

1 事業目的

本事業は、1次産業者と、2次、3次産業者が連携して行う取組みに対して支援を行うことにより、6次産業（※）を活性化し、北海道の農水畜産資源の高付加価値化を促進するとともに、食関連産業の振興を図ることを目的とします。

※本事業における「6次産業」とは・・・1次産業者と2次、3次産業者が連携することで、1次、2次、3次の各産業者それぞれにとって新たな付加価値を持つ商品・サービスを生み出す産業。

2 対象事業

北海道内の1次産業者と、札幌市内の2次及び3次産業者が連携し、北海道の農水畜産資源を活用した新商品開発等（※）を行う事業に、その開発に必要な費用を補助します。

1次産業者・・・農水畜産業者またはこれらの者の組織するグループ・団体
2次産業者・・・食品加工業者、製造業者等
3次産業者・・・卸業者、小売業者、経営コンサルタント業者等

※「新商品開発等」とは・・・食品であって、新商品の開発または既存商品の大幅な改良を行うものとする。

3 補助対象者

本事業の補助を受けることのできる者は、補助対象事業を行う道内の1次産業者と、札幌市内の2次、3次産業者によるコンソーシアム（共同事業体）とします。

(1) 1次産業者の要件

以下の要件を満たすものとします。

- ア 事業申請時点において、北海道内で生産活動を実施していること。
- イ 事業実施期間中及び事業終了後も、継続的に北海道内において生産活動を実施する予定であること。

(2) 2次・3次産業者の要件

以下の要件を満たす企業等の事業者とします。

- ア 事業申請時点において、札幌市内に本社を持っているか、または、札幌市内に本事業の実施拠点を持つこと。
- イ 事業実施期間中及び事業終了後も、札幌市内に本社を持つか、または、札幌市内に本事業の実施拠点を持つ予定であること。

(3) 1次・2次・3次産業者共通の要件

ア コンソーシアム構成者は、市町村税を滞納していないこと。

イ コンソーシアム構成者に、1社以上中小企業（注1）が含まれること。また、個人については、個人事業主（開業届を提出している）であること。

注1：「中小企業」とは・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって「みなし大企業」（注2）に該当しないもの、または個人事業主。

注2：「みなし大企業」とは・・・本事業において「みなし大企業」とは以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(4) その他

ア コンソーシアム内の全ての構成者同士が、連結決算を行っている場合は対象外とします。

イ 1次産業者と2次産業者のみ、1次産業者と3次産業者のみの組み合わせも可とします。但し、2次産業者または3次産業者が札幌市内に本社を持っているか、または、札幌市内に本事業の実施拠点を持つ事業者であること。

ウ 補助の申請に当たっては、コンソーシアム内で代表者を定め、代表者名で申請していただきます。

4 補助金額等

(1) 補助額 400万円以内

(2) 補助率 補助対象経費の3分の2

(3) 支援案件 5件程度

(4) 事業期間 原則6ヵ月以内（必要があると認められる場合は、6ヵ月を超えても差し支えないものとしますが、事前にご相談ください。）

※課税事業者が経費を支出する場合、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。

（課税仕入れに伴う消費税等の還付金と補助金交付が重複しないようにするためです）

※補助額については、予算額に応じて決められるものであるため、必ずしも希望する金額がそのまま交付決定されるとは限りませんので、ご注意ください。

5 補助対象経費

道内の1次産業者と、札幌市内の2次・3次産業者が連携して取り組む新商品開発等に直接要する経費のうち以下のものとする。

人件費	コンソーシアム内部の生産者、従業員等の本事業に従事した分の人件費 ※補助対象となる経費総額の2分の1以内でかつ200万円以下とする。
報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費など、事業実施に必要な、コンソーシアム外部の方に対する報酬費用
原材料・消耗品費	新商品の試作に必要な原材料・消耗品等の購入に要する経費
通信・運搬費	切手、宅配料等の経費
機器リース費	実験装置、測定機器、その他設備・備品等の使用に要する経費
機器購入費	機器・設備等の購入に要する経費 ※機器購入費は、50万円までを対象とする。 ※パソコン、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は原則として補助対象外とする。
施設及び設備等賃借料	施設や設備等の賃借に要する経費
外注費	各種調査業務を外部に委託する経費、試作・商品パッケージ等外注加工費、試験・検査分析等の外部委託費
旅費・交通費	生産者、従業員の旅費、外部専門家・技術指導員等招聘旅費
マーケティング調査費	新商品のマーケティング調査に要する経費、展示会出展等に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

※次のものは補助対象経費となりませんので注意してください。

- (1) 土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- (2) 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- (3) 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- (4) 他の用途との併用となっている旅費
- (5) 支出の確認できない経費

※留意事項

- (1) 振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できます。
- (2) コンソーシアムの構成者同士の取引は、原則として計上できません。
- (3) 補助対象経費は、事業実施期間内に納品・請求・支払いが完了する経費とします。ただし、人件費については、事業実施期間内に発生したものであれば、支払いが完了していないものでも対象となります。

- (4) 事業期間中に本格的な販売を行い、利益をあげることは認められません。(試験販売はこの限りではありません。)

6 事業の申請書類について

- (1) 補助金交付申請書 (別紙 1) <記入例別紙>
- (2) コンソーシアム構成書 (別紙 2)、誓約書 (別紙 2 別添)
- (3) 事業計画書 (別紙 3)
- ※事業計画書は、添付書類も含めて、A 4 サイズ 10 枚以内に収めてください。
- ※別紙 1～3 の「事業名」の欄には、今回提案する事業の名称を記入してください。
(記入例：「道産〇〇を活用した〇〇の開発事業」)
- (4) 事業収支予算書 (別紙 4)
- (5) コンソーシアムの代表者及び構成者のうち札幌市内の事業者の商業登記簿謄本 (※)
- ※法人の場合：商業登記簿謄本、個人の場合：開業届の写し
- (6) コンソーシアムの代表者の過去 2 年間の決算関係書類
- (7) コンソーシアム構成者全ての直近の納税証明書 (※)
- ※法人の場合：法人市民税分、個人の場合：市民税分
- (8) その他、理事長が必要と認めるもの
- 必要に応じて、当財団より提出を指示する場合があります。

7 審査について

(1) 選定方法

選定に当たっては、当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、下記の審査基準に則り、書類及び面接（必要に応じて実施）による審査を行った上で決定いたします（面接審査対象者には別途通知します）。

(2) 審査基準

実行計画の実現可能性	提案事業の実施計画が妥当なものであるか、実現可能なものであるか。持続的な商業流通が可能なものであるか。
商品の市場ニーズ・優位性	市場動向や消費者ニーズに適合した商品か、他の類似商品・競合商品と差別化が図られており、優位性が高い商品であるか。
各構成団体が享受する効果	事業の実施により、コンソーシアム内の 1 次、2 次、3 次産業者が、それぞれ効果や付加価値を享受できるか。
産業・経済への寄与度	本事業の実施により、食関連産業の振興や雇用の創出に寄与するか。
事業終了後の継続性	本事業終了後も継続して提案製品の製造・販売をすることができるか。
法規等遵守	提案事業及び提案企業が法律、条令、規則に反していないか。提案事業が本事業の趣旨に反していないか。

8 採択された場合について

(1) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、原則精算払いとなります。事業終了後に「事業完了報告書（別紙8）」及び精算に必要な事業実績報告書（別紙9）補助金精算書（別紙10）を提出していただき、実施結果を確認の上で最終的な補助金額を確定します。

その後、コンソーシアム内の代表者からの請求に基づき、代表者の指定する口座に振り込みます。

(2) 概算払い

補助金の支払いについて、必要と認められた場合には、補助金額の80%を上限に概算払いが出来ますので概算払いを希望する場合は、ご相談ください。

9 実績報告及び精算について

(1) 事業完了の報告

事業終了後すみやかに、「事業完了報告書」（別紙8）に必要書類を添付して、当財団に提出していただきます。

(2) 精算について

ア 補助金の精算には、原則、見積書・発注書・納品書・請求書・領収書等の添付が条件になります。

イ 旅費については、旅費規程がある場合はそれに準じ、無い場合は実費とし、支払いが確認できる書類及び旅費規程、出張報告書などの添付が必要となります。（旅費規程の有無に関わらず、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等は除きます。）

ウ 人件費については、計算の基となる給与単価、出勤簿、給与の支払いが確認できる書類などの提出が必要となります。

10 公募期間

以下の期間に公募を行い、締切日までに応募のあった案件に対して、審査を実施します。

平成30年4月23日（月）から平成30年6月25日（月）17:00まで（必着）

11 スケジュール

平成30年6月25日（月） 公募締切（書類提出 17:00 必着）

平成30年7月11日（水） 一次審査

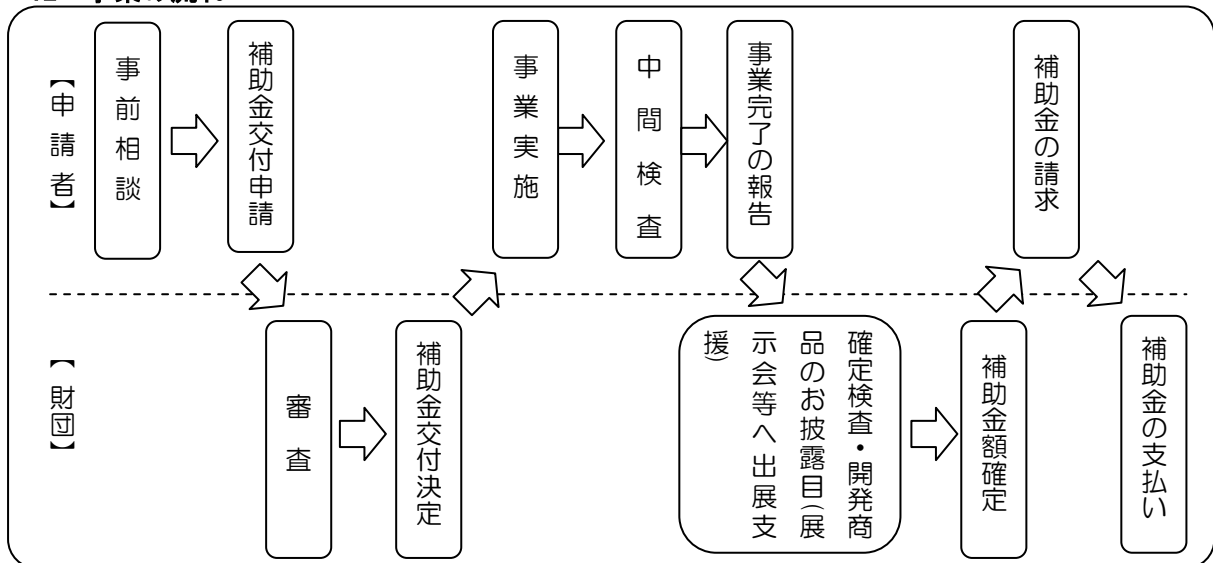
平成30年7月20日（金） 二次審査

平成30年7月25日（水） 補助金交付決定

（事業期間）

平成30年7月25日から平成31年1月31日までの任意の6ヶ月間

12 事業の流れ



13 注意事項

(1) 情報の公開

採択事業については、申請者名、コンソーシアム構成者名、事業名、事業の概要、開発した商品名、商品写真等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業終了後の報告義務

採択事業については、当該年度を含め4年間、本事業に係る売上高等の事業成果を、当財団に報告していただきます。

(3) 他の補助制度との関係

国や道など、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

14 ホームページ

申請書類の様式は以下のホームページからダウンロードできます。

さっぽろ産業振興財団 <http://www.sec.or.jp/other/784.html>

15 商品開発後の販路開拓支援について

本補助事業により開発した商品の販路開拓に向けて、当財団が以下の展示商談会への出展支援を行います。

なお、平成31年4月以降に開催される展示商談会への出展料負担等の支援については、平成31年度の予算が措置されることが前提となりますので、当財団による支援を保証するものではないことを予めご了承ください。

■出展予定の展示商談会

①北海道産品取引商談会（平成31年6月予定）

北海道内で生産・製造された農産・水産・畜産物並びに加工品・菓子・飲料など食品全般を中心とした展示商談会

②スーパーマーケットトレードショー2020（平成32年2月予定）

全国のスーパーマーケットを中心とした小売業をはじめ、卸・商社、中食、外食、海外バイヤーがご来場。食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。

③その他

詳細については、採択事業者に別途お知らせいたします。

16 応募先・お問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団 担当 櫻田（さくらだ）・松葉（まつば）

TEL 011-820-2062 FAX 011-815-9321

E-mail mono@sec.or.jp

URL <http://www.sec.or.jp/other/784.html>

【ものづくりコーディネーターのご紹介】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団では、札幌市内のものづくり企業と道内の農業者・漁業者等の連携を促進するため、専門的な知識やネットワーク・情報を有する「ものづくりコーディネーター」を配置しております。連携先をお探しの場合は、ぜひお気軽にご相談ください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ものづくりチーム

住所：札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL：（011）820-2062